

区民葬儀における助成制度について

特別区は令和8年4月1日より、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場を利用した方を対象とした23区共通の新たな助成制度を開始することとしたため、下記のとおり報告する。

記

1 概要

特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」）取扱業者のうち、東京博善株式会社が、令和8年3月31日をもって区民葬儀（※）の取扱いを取り止める旨を、昨年8月に公表した。これを受け、特別区は同月、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から、23区共通の助成制度を、令和8年4月より新たに開始する。

※区民葬儀とは、区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業連合会に加盟する区民葬儀取扱い業者が行っている葬儀のことである。

2 支給要件（以下のすべてを満たす）

- (1) 区民葬儀メニューのうち、祭壇券または霊柩車券を利用したこと
- (2) 対象となる民間斎場を利用し、最も低廉な火葬料金を支払ったこと
- (3) 逝去者の住民登録が死亡日に品川区にあったこと、または、逝去者の住民登録が23区外の場合で、申請される方が品川区民であること。

※逝去者の住民登録が、品川区を除く23区内にある場合は、逝去者の住民登録自治体が申請先となる。

3 対象となる火葬場

町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場

4 申請できる方（申請者）

支給要件を満たした方で、火葬費用を負担した方（領収書の宛名の方）

5 補助金額（限度額）

逝去者が大人の場合は27,000円、小人（満6歳以下）の場合は15,000円

6 申請期限

火葬を執り行った日の翌日から2年間

7 申請方法

おくやみコーナー、戸籍住民課窓口または郵送

8 周知方法

広報しながら、ホームページ、おくやみハンドブック、死亡届出時等

9 その他

品川区区民葬儀補助金交付要綱を4月1日施行し、4月1日以降の火葬を対象とする。